



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月19日(金) 第9644号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○同	2
○同	3
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○土地利用基本計画の変更(地域政策課)	4
○所在不明通知(森林保全課)	4
○同	5

■ 告 示

◎群馬県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川松井田線	安中市松井田町土塩字桐久保698番の1地先から同市同字中ノ峯1432番地先まで	前	7.2～19.3	74.3
			後	8.2～23.7	58.8
		安中市松井田町土塩字小柏1495番の1地先から同市同字中河原1541番の1地先まで	前	10.5～27.9	64.4
			後	8.9～19.9	64.4

◎群馬県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字原前291番の1地先内	前	24.5～25.0	30.7
			後	25.3	30.7

◎群馬県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋西久保線	前橋市龍蔵寺町字天神158番の6地先から同市上細井町字楡下1909番の1地先まで	前	7.0～32.7	1021.1
			後	18.0～33.5	1021.1

◎群馬県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	桐生伊勢崎線	伊勢崎市東町2597番の4地先から同市同2595番の4地先まで	前	10.5～12.0	56.0
			後	11.9～13.5	56.0
	境木島大間々線	伊勢崎市東町2595番の4地先から同市同2597番の4地先まで	前	10.6～11.4	31.1
			後	11.4～24.9	31.1

◎群馬県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	伊勢崎市東町2597番の4地先から同市同2595番の4地先まで	平成30年10月19日
	境木島大間々線	伊勢崎市東町2595番の4地先から同市同2597番の4地先まで	

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部地域政策課、高崎市役所、太田市役所及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 変更年月日 平成30年10月2日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容をみなかみ町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡みなかみ町吹路字下原346	林栄吉	
利根郡みなかみ町新巻字村草591の2	關和弘	共有林
同	關忠弘	同
同	關信弘	同
利根郡みなかみ町新巻字二枚原834、842の2	原澤いの	
利根郡みなかみ町相俣字伽立974の2	高宮藤作	
利根郡みなかみ町相俣字伽立975の2	藤井達雄	
利根郡みなかみ町相俣字南ヶ谷2033	阿部ゆき	
利根郡みなかみ町相俣字赤谷2244	阿部大吉郎	
利根郡みなかみ町相俣字下ノ段2390	阿部庸吉	
利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字ユシマ1385の1	田村節男	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡みなかみ町相俣字赤谷2177	阿部安太郎	共有林
同	阿部子之吉	同
同	阿部常吉	同
同	阿部三吉	同
同	阿部作太郎	同
同	阿部米太郎	同
利根郡みなかみ町相俣字下ノ段2373、2376	阿部大吉郎	
利根郡みなかみ町相俣字下ノ段2397	阿部喜市郎	
利根郡みなかみ町相俣字下ノ段2406	阿部倉吉	
利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字高梨1549の3、1551の2	笛木洋子	
利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字高梨1558の2、1581の2	田村節男	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成29年3月3日群馬県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知すべきところ又は通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を中之条町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年10月19日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡中之条町大字太子字下太子29、字太子76の1、203の1、205	富沢久幸	
吾妻郡中之条町大字太子字下太子54の1、54の3	富沢喜平治	共有林
同	小林秀吉	同
同	小林彦吉	同
吾妻郡中之条町大字太子字太子丙128、甲198	富沢浅次郎	
吾妻郡中之条町大字太子字太子201	篠原秋平	共有林
同	篠原利八	同
同	篠原常八	同
同	篠原金六	同
同	富沢菊藏	同
同	富沢ま寿	同
吾妻郡中之条町大字太子字太子206	富沢武司	
吾妻郡中之条町大字生須字寺社木119の1	市川とも	
吾妻郡中之条町大字生須字辰ノ口137	市川又四郎	共有林
同	中沢太喜	同
同	中沢佐中	同
同	黒岩初太郎	同
同	黒岩喜平	同
同	市川虎松	同
吾妻郡中之条町大字生須字辰ノ口137、字大梨523、538	中沢孫太郎	字辰ノ口137は共有林
吾妻郡中之条町大字生須字辰ノ口137、字降跡606の1、607の1	中沢寿太郎	共有林
同	霜田城七	同
吾妻郡中之条町大字生須字辰ノ口137、字西裏436の1、436の2、436の4、436の5、437の1、437の3、437の4、438の1、字降跡606の1、607の1	黒岩秀一	字辰ノ口137、字降跡606の1、607の1は共有林

吾妻郡中之条町大字生須字大梨510の1	野口福雄	
吾妻郡中之条町大字生須字降跡606の1、607の1	黒岩頼平	共有林
同	黒岩捨松	同
吾妻郡中之条町大字赤岩字林檎ノ木371	関三四郎	
吾妻郡中之条町大字赤岩字矢ノ下825の3	篠原酉蔵	
吾妻郡中之条町大字赤岩字広池945の2	唐澤久美子	
吾妻郡中之条町大字赤岩字広池1048の4	山本繁康	共有林
同	山本利一郎	同
同	篠原恒司	同

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢ノ下825の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年9月16日群馬県告示第259号

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111